

下野市人権教育・啓発推進行動計画  
進捗状況報告概要版  
(H25～H29)

平成 30 年 3 月 31 日現在

# 下野市人権推進審議会

## 人権教育・啓発推進行動計画(改訂版)

### ◆ 基本的な考え方

#### (1) 目的

本市では、市民と行政が一体となって、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場における人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する個別の重要課題の解決に向け積極的に取り組みます。

#### (2) 基本目標

人権教育・啓発活動を推進するとともに、「市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現」を基本目標とします。

#### (3) 基本姿勢

##### ① 生涯学習の視点に立った人権の推進

学校教育においては、人権教育を積極的に推進し、生活の中で実践できる子どもの育成を目指します。

社会教育においては、社会教育施設などの市民の学習の場を通じて自発的に人権問題について考え、解決に向けて取り組み、実践力ある市民の育成に努めます。

##### ② 共生の心を育む

異文化・異民族に対する偏見や先入観、固定観念を払拭するなど、多様性や互いの価値観を容認し、人権を尊重する「共生の心」を育てていくことが大切です。

また、共生社会を構築するためには、すべての人々が、差別することなく互いの人権尊重意識の高揚を図り、やさしさと人を思いやる心、違いを認め合う寛容な心などを醸成することが重要です。

##### ③ 連携の促進

家庭、学校、地域、企業、行政などが相互に連携しながら、効果的で実践的な人権教育・啓発を推進します。

### ◆ 行動計画(改訂版)の推進期間

平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5年間

## 計画の進捗状況報告

「人権教育・啓発推進行動計画」の改訂後 5 か年の進捗については、毎年実績報告をまとめ、重要課題の解決に向けて取り組んでいます。

全体として、以前より継続して行っている事業が多いものの、新規で行われた事業及び改善が行われている事業も見受けられます。

【女性】【子ども】【高齢者】【障がい者】の人権問題に関する重要課題については、それぞれの事業において相談体制の強化を図りました。主要なものとしては、DV に関する婦人相談員や学校教育サポートセンターの臨床心理士の増員と、子育て世代地域包括支援センター、基幹型地域包括支援センター等の整備が挙げられます。その他啓発事業につきましては、頻度や内容等の見直し及び進捗管理を毎年行い、効果的な事業の実施に努めました。

【外国人】の人権問題に関しては、交流事業を中心に教室等を開講していますが、幅広い年齢層や子供連れも参加できるよう配慮し、交流の場や機会のための各種イベント・催しを PR しています。

【同和問題】【HIV 感染者等】及び【その他】の人権問題については、人権全般の啓発の中で触れているところではありますが、それぞれの重要課題については取組が積極的にはなされていない状況のため、関係する機関等の取り組みを参考に、今後啓発の方法等を改めて検討していく必要があります。

全体に言える傾向としては、特に【インターネットにおける人権侵害】などは、時代の変化にあわせて啓発内容の更新をしていくことが重要です。各事業の実施においては常に最新の情報が反映されるよう、また適切な対応ができるよう努めていきます。

# 計画の進捗状況報告(重要課題別)

## 重要課題 1.同和問題

- 取組の目的 ① 差別意識の解消に向け、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発に取り組む。  
 ② 同和問題の解決を阻害するえせ同和行為を排除していく。

- 施策の方向性 ○ 人権一般の普遍的な視点からの「人権教育啓発」の推進  
 ○ 「人権の尊重されたまちづくり」の実施

### 主な事業(一部抜粋)

具体的内容	担当課	H29 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点	今後の課題
「人権月間」、 「人権週間」における啓発行事の実施	市民協働 推進課	「人権週間」に伴い人権擁護委員による小・中学生を対象とした人権啓発講話を実施。(市内 10 小学校・4 中学校)	全校集会における講話が主であったため、全学年が理解できるよう、学校で問題とされている「いじめ」をテーマに講話を行った。	児童・生徒に対し、より効果的な啓発になるよう、学校と連携し、学校の道徳教育を踏まえた講話を行えるようにする。
人権擁護委員及び関係機関と連携した相談業務の実施	社会福祉協議会	人権擁護委員・民生委員等による相談業務(心配ごと相談)を実施。 南河内図書館・公民館 :毎月第1~4金曜日 石橋公民館:毎月第1~4月曜日 ゆうゆう館:毎月第1~4火曜日 H29 相談件数:47件	相談員を民生委員人権擁護委員・行政相談員で構成し、多方面にわたる相談に対応している。	相談件数が減少傾向のため、内容を検討していく必要がある。
	市民協働 推進課	「人権週間」に合わせ、特設相談所(心配ごと相談)を開設。 南河内公民館 12/1 石橋公民館:12/4 ゆうゆう館:12/5	相談所を3か所で開設することで、相談しやすい環境づくりに努めた。	相談件数が減少しているため、より周知に努めるほか、社会福祉課・社会福祉協議会と連携し、運営方法を検討する。

### ●まとめ

下野市人権擁護委員及び法務局ほか関連組織・団体と連携し、啓発活動を行った。

各種相談については適宜事務局や法務局・委員間で情報共有に努めている。

また、えせ同和行為排除に関する事業は実施がなかった。平成 30 年度は県の人権強調月間にあわせて、広報 8 月号に同和問題に関する啓発記事を新規掲載する予定。

## 重要課題 2.女性

取組の目的 ① 女性も男性も等しく一人の人間として尊重され個性や能力を発揮できるよう社会制度や習慣を見直す。

- 施策の方向性
- 政策・方針決定の場への女性の参加の促進
  - 男女共同参画の視点に立つ社会制度・慣行の見直し、意識の改革
  - 男女相互の理解と協力

主な事業(一部抜粋)

具体的内容	担当課	H29 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点	今後の課題
下野市男女共同参画プランに基づき、市民の意識の改革を図る。 男女雇用機会均等法の普及のための啓発を促進する。	市民協働推進課	第二次下野市男女共同参画プランに基づく事業実施内容について進捗状況管理を行い、引き続き事業実施の際には、男女共同参画の視点から工夫・配慮するように全庁的に推進した。	各課への実績照会時に男女共同参画の視点から事業が実施されているか確認を行い、男女共同参画推進委員会において進捗管理を行った。	男女共同参画推進委員会で出た意見を関係各課にフィードバックし、今後の事業実施の際男女共同参画の視点から行われているか、確認を要する。
		男女共同参画週間に関連して6月中に市内3か所でパネル展示を行い、6月の広報紙で特集記事を掲載した。(下野市役所1F、石橋・国分寺・南河内公民館)	パネルの内容を一新し、現在の人権や、男女共同参画の問題に即した啓発内容のパネルを作成した。	男女共同参画事業時にもパネルを活用し、より広く周知啓発を行う。
		地域女性活躍交付金事業を行った。 6月24日 ジョカツのつどい in しもつけの開催(セミナー・映画会) 9月28日 女性活躍推進ガイドブックの作成4200部(商工会を通じて配布) 9月28日 女性活躍推進セミナーの開催(イクボス養成セミナー) 11月5日 しもつけイクボス合同宣言	事業全体を通して市民向け・企業向けと対象の狙いを設定し、継続的に「女性の活躍推進」について啓発を行った。	今後も継続して女性活躍推進の啓発に取り組むことで、市内の男女共同参画意識の醸成に努める。
		男女共同参画情報紙を発行した。(H29.9、H30.3) 各号19,000部印刷 市内公共施設、各戸及び中学生対象に配布。	女性の活躍をテーマとし、比較的女性の活躍の場が少ない、難しいとされるスポーツ(高校野球)及び職場(地域女性活躍推進交付金事業)に焦点を当て、情報紙を発行した。	市民が親しみやすい文面とするよう工夫し、より情報紙が市民の間に浸透するよう配慮する。

### ●まとめ

男女共同参画プランに基づき事業を行っており、身近なものや旬な話題から触れるよう工夫し、市民の興味関心を高めるよう心掛けた。

また、平成28年12月に男女共同参画都市宣言を行い、市全体の男女共同参画意識の機運醸成を図った。今後とも、新しい話題やイベントを取り上げて周知・啓発に努める。

男女雇用機会均等法への取組については、地域女性活躍交付金事業としてセミナーやガイドブックの配布を通して積極的に推進した。企業との連携を強化し、継続して啓発や情報提供等働き掛けを行う。

取組の目的 ② 女性も男性も仕事と家庭(家事・育児・介護)を両立できるよう社会的条件を整えていく。

- 施策の方向性
- 子育てをしやすい環境の整備
  - 身体機能としての母性の保護と母子保健施策の充実

主な事業(一部抜粋)

具体的内容	担当課	H29 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点	今後の課題
フレッシュママ・パパ教室の実施	健康増進課	両親学級を継続的に開催し、父親の参加しやすい内容の検討を行った。 Lesson1 5/31 8/30 11/22 2/28 Lesson2 6/9 9/8 12/7 3/14 117 組 183 人参加。うち父親の参加 64 人	父親参加時、参加しやすい雰囲気づくりや講座内容を実施した。	アンケート結果からも「参加してよかった」との意見が多く、今後も継続していく。
妊婦健康検診・健康相談の実施	健康増進課	4月より「子育て世代包括支援センター」を健康増進課内に設置し、全妊婦に対し妊娠・出産・子育て期におけるリスクアセスメントを実施。アセスメント結果により個別プランを作成し、継続支援を行った。	全妊婦に対し、リスクアセスメントを実施することで、安心して妊娠出産子育てに臨めるように支援している。	窓口での案内カード配布やしもつけっ子安心子育てハンドブックへの掲載のほか、全妊婦に対するアプローチの方法を検討する必要がある。
子育て支援事業の実施				

●まとめ

子育て世代包括支援センターでは、妊娠中や産後の相談を受け付け、内容によって庁内外問わず関連機関との連携を行った。

上記センター設置のほか、平成 31 年度を目標に待機児童解消のため児童館・幼稚園(認定こども園に移行予定)の増改築を実施しているところであり、仕事と家庭を両立させるための環境整備に努めている。

両親学級は出産前の父母を対象としたフレッシュママ・パパ教室として助産師・保健師により指導を行い、父子手帳等の利用についても呼び掛けており、父親の育児参加の機運醸成を目指している。

取組の目的 ③ 女性に対する暴力を根絶するため、さらに取組を進めていく。

施策の方向性 ・ 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けての取組の推進

主な事業(一部抜粋)

具体的内容	担当課	H29 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点	今後の課題
女性に対する暴力を許さない社会環境づくりへの啓発の推進	市民協働推進課	DV 相談窓口周知のための DV 相談カードやリーフレット等を市内各機関に配置し広報した。	カードを手に取りやすいよう配置場所を庁舎や公民館のトイレに拡充し、市内のスーパー、病院でも配布することで周知啓発を図った。	DV 被害者に必要な情報が届くよう継続して周知啓発を行う。また、被害者・加害者にならないための情報提供や啓発を継続して行う。
母子自立支援員(婦人相談員)、保健師等、関係機関との連携による相談・支援体制の実施	こども福祉課	DV ホットラインを 2 名の女性相談員により実施。	複数対応により相談業務の体制強化(H28～)を図り、女性に対する暴力の根絶に資した。	相談員の確保とともに、研修等による更なる質の向上を図る。

●まとめ

下野市男女共同参画プラン策定時、平成 26 年度に行った市民アンケートではホットライン周知率 17%であった(次回アンケート調査は平成 31 年度実施予定)。周知のため、DV 相談カードの設置場所や内容について検討し、いざという時の持ち出し品など被害者にとって実用的な項目を盛り込んで作成することとした。

またこの五年間で相談員の増員が行われ、相談事業やその他部課・機関との連携も密になっている。

## 重要課題 3.子ども

- 取組の目的 ① 家庭の教育機能の向上を支援する。  
 ② 児童虐待を根絶するため、さらに取組を進めていく。

施策の方向性 ◦ ひとり親家庭への施策の実施 ◦ 子育てと家庭に関する相談の充実 ◦ 青少年関係団体・事業の充実  
 ◦ 児童虐待防止対策の実施

### 主な事業(一部抜粋)

具体的内容	担当課	H29 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点	今後の課題
家庭相談員・保健師による相談支援体制の充実・強化を図るとともに、児童相談所との適切な連携により、児童の保護に努める	こども福祉課	オレンジリボンキャンペーン事業(8～11月) ・虐待防止講演会 8/23 テーマ:「家族の中の暴力」～児童虐待・DVの視点から～ 講師:認定特定非営利活動法人 ウイメンズハウスとちぎ 理事長 中村 明美 氏 会場:下野庁舎 3階会議室 対象者:一般市民、要保護児童地域対策協議会関係職員 参加者:105名 ・児童虐待防止に関する普及啓発活動 ・児童虐待防止月間(11月)中に実施される市内イベント会場で普及啓発活動の実施(啓発用品の配布等) 芋煮会 11/5 会場:天平の丘公園 福祉フェスタ 12/3 会場:ゆうゆう館、市内児童館(5箇所) 子育て支援センターつくし 11月	虐待の相談窓口を啓発し、虐待の早期発見・早期支援に結び付けるよう、H29年度は講演会・市内イベント会場での普及啓発活動に加え、子育て世代が利用する児童館、公立の子育て支援センターでも啓発グッズを配布し、普及に努めた。	今後も虐待の早期発見・早期支援のために、更なる普及啓発に努める。

### ●まとめ

児童虐待根絶のため、市内小中学校の訪問や保育園・幼稚園職員対象の研修会を行うほか、妊娠届を提出した妊婦や出生届を提出した保護者を対象に面接を行う等の取組を継続して進めている。

- 取組の目的 ③子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進を図る。  
④少年犯罪や非行等への対応、予防を図る。

- 施策の方向性 ○ いじめ・不登校・体罰等の防止対策の推進  
○ 青少年を取り巻く環境の浄化と健全育成の推進

主な事業(一部抜粋)

具体的内容	担当課	H29 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点	今後の課題
不登校児童生徒適応指導教室	学校教育課	教育委員会では、いじめ・不登校の早期発見、早期対応に、組織的、積極的に対応するように、学校に指導・助言を行った。いじめ防止対策推進法を受け、各学校で組織をよりよいものに見直すよう指導した。	一人一人の理由や背景が異なることを認識して、指導に配慮をしている。	不登校の児童生徒を減少させる必要がある。
児童生徒指導主事の研修会の開催		学校、教育委員会、関連諸機関が連携して対応できるように、学校教育サポートセンターの活動の充実を図った。	一人一人の理由や背景が異なることを認識して、指導に配慮をしている。	より確かな連絡・連携を実施していく必要がある。
スクールカウンセラーの配置	学校教育課	児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを4名中学校に配置し、小学校へも定期的に訪問することで教育相談体制の充実を図った。	児童生徒、保護者、教職員からの相談のほか、必要に応じて児童生徒の発達検査を行い、支援の充実につなげることができた。	スクールカウンセラーによる校内研修の充実を図る必要がある。
教育相談員の配置	学校教育課	教育相談員の配置: 学校教育サポートセンターに心理士3名、コーディネーター1名、ケースワーカー2名、適応指導教室相談員3名、特別支援・就学相談員1名、児童生徒相談員1名を配置し、連携を強化して教育相談の充実を図った。	個別での丁寧な相談を継続的に行ったり、登校が困難な児童生徒が安心して学べる場を整えたりしたことで、児童生徒、保護者、教職員の安心感を高めることにつながった。	相談件数の増加、複雑化のため、心理士等の増員を検討する必要がある。

●まとめ

引き続き、要保護児童対策地域協議会などの関連団体・機関と連携した支援体制のもと、多岐にわたる相談内容に対応できるよう個々の事情を考慮し対応する体制を整える。

小学校の人権の花運動や小中学校訪問時は、学校にアンケートを行っていじめ等要望のあったテーマを取り上げることとし、現場の意見を取り入れて啓発を行っている。

また、今後も普及活動のため、イベント会場や支援センター等啓発推進の場を検討し、早期発見・支援の足掛かりにしていく。

## 重要課題 4.高齢者

取組の目的 ① 認知症高齢者への対応や高齢者虐待を防止するための取組の推進と住み慣れた地域でいつまでも自立して生きがいを持って暮らしていけるよう、すべての世代が支えあうという、市民の意識を高めていく教育・啓発に取り組んでいく。

施策の方向性 ・ 高齢者の理解に関する教育活動の推進 ・ 高齢者虐待防止対策の推進 ・ 高齢者の権利擁護の推進  
 ・ 成年後見制度の推進 ・ 高齢者の社会参加の促進 ・ 高齢者の生きがいづくり・地域での支えあいの推進

### 主な事業(一部抜粋)

具体的内容	担当課	H29 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点	今後の課題
認知症高齢者の介護者家族会等の自主的な啓発活動への支援	高齢福祉課	認知症の理解を深めるため、金融機関、調剤薬局、小・中・高・大学生、各団体等に向けて、認知症サポーター養成講座の継続実施を行った。併せて、認知症サポーター養成講座受講修了者(希望者)に対して認知症サポーターステップアップ講座を開催し、更なる認知症への理解を深め、地域で見守りできる人材を育成した。	認知症の人と家族を支えるためには、地域の理解と見守りが大切であり、認知症サポーター養成は大切。また、ステップアップ講座修了者には、ボランティアとして認知症事業への協力を依頼した。	認知症サポーター養成講座については、自治会、高齢者サロン、PTA、商工会等について検討。ステップアップ講座修了者を増やし、「市民キャラバンメイト」養成を検討する。
高齢者生きがい活動支援事業の推進	高齢福祉課	引き続き地域で生活する高齢者と市民(ボランティア)が気軽に集まり、ふれあいを通じた生きがいづくりを支援するため、「地域ふれあいサロン」を各地区に開設し地域福祉の増進を図った。(H29 年度の登録サロン数:16→26)	地域ふれあいサロンの開設により、高齢者と市民のつながりを支援。地域ふれあいサロンの活動により介護予防を図った。	今後も地域ふれあいサロンの開設を支援していく。
高齢者にやさしい街づくりの推進	高齢福祉課	引き続き老人クラブの生活や地域を豊かにする活動を支援するため、活動費の一部を助成した。(H29 年度クラブ数30、会員数:1337人) 引き続き高齢者の就業機会の確保を図るため、シルバー人材センター運営費の一部を助成した。	活動費の助成により、老人クラブによる地域活動や見守り活動を支援し、活動を通じて地域内での住民のつながりを深めた。	今後も継続した支援を行う。

### ●まとめ

認知症サポートに関しては、学校を通して地域のこどもに参加を呼びかけるほか、興味を持った学生・教員から声を掛けてもらい、幅広い年齢層に認知症サポートの機運を高めることができた。引き続き養成講座参加を内外に広く呼びかけていくことで、講師となるキャラバンメイトの育成にもつなげていく。

サロンの登録数は大幅に増加しており、今後それぞれが存続していくよう支援し、活発な活動を行えるよう見守りが必要である。

## 重要課題 5.障がい者

取組の目的 ①障がいや障がいのある人に対する偏見、無理解といった「心のバリア」を取り除くため、継続的に啓発・広報活動を展開し、「地域の支え合い」意識の醸成に努める。

施策の方向性 ◦ 教育の充実及び交流・触れ合いの促進 ◦ 障がい者の人権を尊重する啓発の推進  
 ◦ 雇用・就労の促進 ◦ 障がい者に配慮した生活環境の整備

### 主な事業(一部抜粋)

具体的内容	担当課	H29 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点	今後の課題
障がいのある人の入所施設や作業所等での入所者や利用者との交流の推進	社会福祉課	地域活動支援センターゆうがおにおいて、精神障がい者の理解をさらに深めるための体験機会の場などの提供を実施した。	交流だけでなく、障がい理解を深めるような活動を行った。	精神障がいだけでなく、他の障がい種別の理解に努める必要がある。
障がい及び障がい者についての正しい認識と理解を深め、人権侵害を防止するための啓発活動の推進	社会福祉課	障がいについて、地域の人への普及・啓蒙のため地域自立支援協議会と連携した啓発活動を行った。 講演会：2回(①12/7、②3/8) 内容：①発達障がいの理解、②成年後見制度等の利用について 参加者：障がい児者の支援を行っている者、市民 ①50名、②30名	講演会について、障がい理解や、障がい者の権利に関する内容で取り組んだ。	引き続き普及・啓発活動を積極的に行う必要がある。
ボランティア講座における啓発	社会福祉課	心の病気について理解を深め、精神障がい者に寄り添うことを目的として、メンタルヘルスボランティア養成講座を開催した。 年2回 ①7～9月 ②11～1月 参加者：市民 ①13名 ②9名	座学による講座だけでなく実際に障がいのある方と交流を図り、障がい理解を図った。	より多くの方に参加してもらえよう、事業の周知について積極的に行う必要がある。

### ●まとめ

障がいのある方たちの社会への参加を促進するため、障がいに関する教育や家族・地域との交流を推進した。障がい及び障がい者についての正しい認識・理解を深め人権侵害防止の啓発を行うにあたり、より多くの参加者を集めるために、積極的な周知が必要である。

## 重要課題 6.外国人

取組の目的 ①国籍、民族の違いを問わず、外国人市民が地域社会に参画できるまちづくりをすることにより「多文化共生社会」実現につなげていく。

施策の方向性

- 外国人が暮らしやすく活動しやすいまちづくりの推進
- 国際感覚を深める教育・啓発の推進

### 主な事業(一部抜粋)

具体的内容	担当課	H29 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点	今後の課題
コミュニケーション・交流事業の推進	市民協働推進課	日本語スピーチ発表会を開催し、日本語教室に通っている在住外国人の日頃の学習の成果と日本で生活する上での感想を発表する場を設けた。 開催日: 2/18 参加人数: 約 100 名	チラシなどにより周知する際には、読み仮名を使用したり、やさしい日本語を用いる等外国人も伝わりやすいように配慮した。	在住外国人だけでなく地域住民にも積極的に参加いただくためによりイベントの周知に努める。
日本語教室の開催	市民協働推進課	日本語教室を毎週土曜日、日曜日に南河内会場(GTコミセン)、石橋会場(石橋公民館)で開催した。 受講者: 下野市在住・近隣市町在住の外国人	チラシなどにより周知する際には、読み仮名を使用したり、やさしい日本語を用いる等外国人も伝わりやすいように配慮した。	日本語を教える新たなボランティア講師の育成のため、周知に努める。
国際理解のための市民講座の開催	市民協働推進課	子連れの方でも気軽に英語を通して交流できるママパパ English サロンを月に 2 回実施した。 参加者: 各回 10 人程度	子ども連れや気軽に英語に触れあいたい方などを対象にサロンを開催することにより、どのような方でも国際交流を行えるよう配慮した。	国際交流員を中心に実施しているが、不在の場合でも、継続して定期的を実施できるよう国際交流協会に働きかける。

### ●まとめ

コミュニケーションに主軸を置き、実際に多文化に触れ合える場を提供することで、市民や地域の交流を支援している。

日本語に不安のある方のための日本語教室では、参加者増加の傾向が見られる一方、講師ボランティアの募集や育成が今後の課題となった。また日本語話者が英語に触れる機会として、ママパパ English サロンの開催により、他の交流事業への参加に不安がある子ども連れにも機会提供を行うことができた。

今後も国際交流協会との連携により各事業の見直しや改善を行い、継続して事業を推進していく。

## 重要課題 7.HIV 感染者等

取組の目的 ①正しい知識の普及を図ることにより偏見や差別を解消していくとともに、感染者の増加を予防していく。

- 施策の方向性
- エイズ教育(性教育)の推進とエイズ・ハンセン病に対する正しい知識の普及
  - 感染者増加の予防

主な事業(一部抜粋)

具体的内容	担当課	H29 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点	今後の課題
エイズに関する誤解・偏見・差別解消のための児童生徒の発達段階に応じたエイズ教育の充実	学校教育課	保健の授業や、健康教室等で正しい知識と理解を深め、偏見や差別解消を図る指導を行った。性に関する指導においても関連して扱った。	学習したことで偏見や差別意識が残らないよう、指導を行った。	教員の、より正しい知識、理解の定着を目指す。
エイズやハンセン病に関する正しい知識と理解の普及・広報活動の充実				
学校教育における性教育の充実				
相談体制の充実				

### ●まとめ

性教育や正しい知識の普及のため、教育の場で情報提供を行い、また県南健康福祉センターで実施している HIV 抗体検査の周知も含め、市民に相談体制や対策が伝わるよう呼びかけている。

## 重要課題 8. インターネットによる人権侵害

取組の目的 ①インターネットのモラルを持った利用について理解を図る。

施策の方向性 ・ 利用モラルの向上に向けた教育・啓発の推進

主な事業(一部抜粋)

具体的内容	担当課	H29 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点	今後の課題
プロバイダ「責任法」の趣旨等を踏まえ、利用者一人ひとりが個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解が深められるよう啓発活動の推進	生涯学習文化課	《生涯学習情報センター》シニア向けタブレット講座を開催した。 インターネットなど安全で快適に操作できるよう体験学習を実施した。 日時 H30/2/19(月) 参加者 22 名 開催時期 講師 生涯学習ボランティア、NPO法人栃木県シニアセンタースタッフ	情報機器の基本を正しく学び、安全に使用できる知識を習得した。また、脳年齢を測定できるパズルを用いて、知的好奇心を刺激し、ゲーム感覚で楽しみながら開催できた。	スマートフォンは日常生活において便利なツールであるので、情報化社会に安全に参加してもらう知識を実際に触りながら習得してもらえるよう今後も継続して実施する。
学校教育では、情報教育を通じて、あふれる情報の中から正しい情報を主体的に判断できる能力の育成や、情報化の影の部分についての理解を深め、確かな人権感覚に基づく情報モラルが身に付くように指導していく。	学校教育課	スマートフォンや携帯型ゲーム機等を介したインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、家庭との連携を深めながら情報モラルの指導の徹底を図った。それと合わせて、教職員の情報モラルの指導力向上を図るための公開授業を行い、取組を他の学校へも広めた。	全校にて情報モラル教育を教育課程に位置け、スマートフォン等を間違えて使えば人権を侵害することになることを学習する機会を設定した。	今までより以上に家庭との連携を密にできるように協力を呼びかけ続ける必要がある。

### ●まとめ

講座の内容については新しい情報が提供できるよう毎年見直しが必要である。全校統一して情報モラル教育を行っているが、作成したリーフレットの活用の度合いは各校ごとばらつきがあるので、周知・活用促進に働きかけていく。

## 重要課題 9. その他の人権問題

取組の目的 ①これまで述べてきた人権課題のほかにも、地域の特性や社会情勢を背景にしたさまざまな新しい人権問題があり、今後も増加するものと思われる。刑を終えて社会復帰した人、性的指向・性同一性障害の人々等の人権問題がある。また、平成 23 年 3 月の原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、ガソリンの給油を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめを受けるなど、放射能の影響を心配し、根拠のない思い込みや偏見の差別が発生している。根拠のない思い込みに左右されない自立した人間形成へ導く人権教育や積極的な啓発活動が必要となる。

施策の方向性 ◦ 人権教育・啓発の推進

主な事業(一部抜粋)

具体的内容	担当課	H29 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点	今後の課題
刑を終えて社会復帰した人、性的指向・性同一性障害の人々等について正しい理解を深めるための教育・啓発活動の推進	市民協働推進課	男女共同参画啓発パネルの更新にあわせ LGBT について取り扱ったものを作成し、6 月に展示した。 市庁舎・国分寺公民館・南河内公民館・石橋公民館	パネルの内容を、現在の人権、男女共同参画の問題に即した啓発内容に一新した。	男女共同参画事業時にもパネルを活用し、より広く周知啓発を行う。
新たに生じる人権問題についてもあらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進	社会福祉課	法務省が主唱する「社会を明るくする運動」に参加し、街頭で啓発運動を実施。 ・実施日(7/4、7/5、7/6) ・協力団体 下野市保護司会、下野市更生保護女性会、下野市民生委員児童委員協議会 ・実施場所(駅周辺) 小金井駅、石橋駅、自治医大駅 「下野市社会を明るくする運動推進委員会」を設立。(9/12)	更生保護の理解を深めるとともに、青少年非行・犯罪の防止に取り組んだ。	地域や学校と更なる連携強化を図っていく。 今後も 7 月を強調月間とし、推進委員会を中心に街頭啓発・セミナー等積極的に行う。

### ●まとめ

LGBT 対策については男女共同参画の計画の中であわせて推進していくものとする。今後の情勢や世界的動向も鑑み、表現や啓発方法が適切なものとなるよう、随時見直しを行う必要がある。

全国的運動である社会を明るくする運動については、推進委員会の発足により、啓発活動における地域・人材の連携を深めていく。

そのほか、各種相談業務において提起された問題があった場合、内容により関係する機関と連携して啓発のための対策を行っていく。